

(指定介護予防短期入所生活介護 ショートステイ寝屋川苑)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）」の規程に基づき、指定介護予防短期入所生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 東和福祉会
代表者氏名	理事長 岸田 幸之助
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府寝屋川市宇谷町1番36号 電話番号072-824-0345 FAX番号072-824-7216
法人設立年月日	平成3年12月24日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	特別養護老人ホーム寝屋川苑
介護保険指定 事業所番号	2770300313
事業所所在地	大阪府寝屋川市宇谷町1番36号
連絡先 相談担当者名	電話番号072-824-0345 FAX番号072-824-7216 吉田 謙治
通常の事業 の実施地域	寝屋川市全域
利用定員	16名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定介護予防短期入所生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保することを目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
-----------	--

(3) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 吉田 謙治
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ介護予防短期入所生活介護計画を交付します。 5 介護予防短期入所生活介護の実施状況の把握及び介護予防短期入所生活介護計画の変更を行います。	常 勤 1 名
医 師	1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	非常勤 2 名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、介護予防短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 1 名
看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	常 勤 3 名 (内、機能訓練指導員 1 名) 非常勤 3 名
介護職員	1 介護予防短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に合った日常生活上の世話を適切に行います。	常 勤 3 3 名 非常勤 5 名
機能訓練 指導員	1 介護予防短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	非常勤 4 名

管理栄養士	1 適切な栄養管理を行います。	常 勤 2名
調理員	1 食事の調理を行います。	調理員 8名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 3名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
介護予防短期入所生活介護計画の作成		1 利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容等を定めた介護予防短期入所生活介護計画を作成します。 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 介護予防短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、介護予防短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、介護予防短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		送迎が必要と認められる利用者に対し、事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な生活機能を改善又は維持するための機能訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 介護予防短期入所生活介護従業者の禁止行為

介護予防短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ア 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ウ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- エ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- オ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

1. 併設介護予防短期入所生活介護の利用料

基本料金 併設介護予防短期入所生活介護（Ⅰ）、（Ⅱ） 個室、多床室

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	Ⅰ Ⅱ 多床室	要支援1	451	4,807円	481円	962円	1,443円
		要支援2	561	5,980円	598円	1,196円	1,794円

連続31日以上短期入所生活介護を行った場合（介護保険を適用する場合）について

基本料金 併設介護予防短期入所生活介護（Ⅰ）、（Ⅱ） 個室、多床室

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
併設型	Ⅰ Ⅱ 多床室	要支援1	442	4,711円	472円	943円	1,414円
		要支援2	548	5,841円	585円	1,169円	1,753円

* 個室で利用される方の内、次のいずれかに該当する利用者に対しては、併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）を算定します。

- イ 感染症により、従来型個室の利用の必要があると判断した者
- ロ 居室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが

あるとして、従来型個室の利用の必要があると判断した者

＊利用者数及び入所者数の合計数が入所定員を上回った場合又は、短期入所生活介護の従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担は70/100となります。

＊夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

＊身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記の単位数1/100に相当する単位数を減算します。

＊虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年に1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記の単位数の1/100に相当する単位数を減算します。

＊業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記の単位数の1/100に相当する単位数を減算します。

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注３）利用料金表はそれぞれ1日の料金となります。

（４）加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1割負担	2割負担	3割負担	
介護度による区分	送迎加算	184	1,961円	197円	393円	589円	片道につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63円	7円	13円	19円	1日につき
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 13.6/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎（利用者の居宅と事業所の間）を行った場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定します。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅱは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※ 地域区分別の単価(4級地10.66 円)を含んでいます。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいった

んお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

（５）滞在費

区 分	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階（①・② 両方）
従来型個室	1,171円	380円	480円	880円
多 床 室	915円	0円	430円	430円

（６）食費

区分	基準費用額	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第3段階②
朝 食	270円	300円	390円	650円	1300円
昼 食	550円				
夕 食	625円				

（７） その他の費用について

(1) 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。		
(2) キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	利用予定の前々日にご連絡の場合	キャンセル料は不要です	
	利用予定の前日にご連絡の場合	キャンセル料は不要です。	
	利用予定の当日までご連絡のない場合	各段階に応じた１日の食費と居住費を徴収します。	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
(5) 理美容代	理容　・ カット　１，９００円　・ 顔剃り　　　　　　６００円 月に１度　訪問理容業者より実施致します。		
(6) 喫茶代	週に１回喫茶店を開催しております。参加された場合は喫茶代としまして１００円頂いております。		
(7) その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びそのた費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に利用者あてお届け（郵送）します。
(2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認ください。
- (4) サービス提供は「介護予防短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「介護予防短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 介護予防短期入所生活介護従業者に対するサービスの提供に関する具体的な指示や命令は、全て当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉田 謙治
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (6) 虐待防止のための指針を整備します。

- (7) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

- (8) (5) から(7)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

担当者	管理者 吉田 謙治
-----	-----------

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束を無くしていくための取組を積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を利用しませぬ。 イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報に含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

協力病院	・医療法人毅峰会 青樹会病院 寝屋川市緑町47番7号 072-833-8810 内科・循環器科・胃腸科 ・医療法人大慶会 星光病院 寝屋川市豊野町14番5号 072-824-3333 内科・外科・整形外科・脳神経外科・循環器科・形成外科 リハビリテーション科・乳腺外来 ・医療法人全心会 寝屋川ひかり病院 寝屋川市石津元町12番20号 072-829-3331 内科・外科・整形外科・脳外科・循環器科・皮膚科・消化器科 泌尿器科・診療科				
救急病院	・医療法人山弘会 上山病院 寝屋川市秦町15-3 072-825-2345 内科・外科・整形外科・脳神経外科・循環器科・形成外科 救急外来皮膚科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科 心臓血管外科・消化器科・泌尿器科・膠原病外来・呼吸器外来				
主治医	<table border="0"> <tr> <td>医療機関名</td><td>氏名</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>電話番号</td></tr> </table>	医療機関名	氏名	所在地	電話番号
医療機関名	氏名				
所在地	電話番号				
家族等の連絡先	<table border="0"> <tr> <td>氏名</td><td>続柄</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td>電話番号</td></tr> </table>	氏名	続柄	所在地	電話番号
氏名	続柄				
所在地	電話番号				
市町村					
居宅介護支援事業所	<table border="0"> <tr> <td>事業所名</td><td>所在地</td></tr> <tr> <td>氏名</td><td>電話番号</td></tr> </table>	事業所名	所在地	氏名	電話番号
事業所名	所在地				
氏名	電話番号				

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 寝屋川市 福祉部 高齢介護室	所 在 地 寝屋川市池田西町24番5号 電 話 番 号 072-838-0518（直通） ファックス番号 072-838-0102（直通） 受 付 時 間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【介護予防支援事業所の窓口】	事 業 所 名 所 在 地 電 話 番 号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜（株）
保 険 名	賠償責任保険

12 心身の状況の把握

介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 介護予防支援事業者等と密接な連携を行い、介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続して保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者等に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録することとし、その記録は完結した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して、事業者が保存している保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（ 奥田 和美 ）

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（ 毎年2回 ）

16 衛生管理等

- ① 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発症し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

ア 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

イ 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しています。

ウ 事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常的の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行います。

18 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

19 介護予防短期入所生活介護サービス内容の見積りについて

- このサービス内容の見積りは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 提供予定の指定介護予防短期入所生活介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

サービス内容			
介護保険対象			
基本料金	円	送迎加算	197円・394円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	処遇改善加算Ⅰ	総利用単位数×0.083
介護保険対象外			
食費（1日）	円	滞在費（1日）	円
1日当りの利用料、利用負担額の見積もり額	保険対象		保険対象外

* なお、2割、3割負担は上限額に×2、3を行った額が1日の所定の金額となります。

① キャンセル料	重要事項説明書4-(2)記載のとおりです。
② 理美容代	重要事項説明書4-(5)記載のとおりです。

- (3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ面接を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
 - ② 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する旨を翌日までには連絡します。）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 特別養護老人ホーム寝屋川苑 担当者 吉田 謙治	所在地 寝屋川市宇谷町1番36号 電話番号 072-824-0345 ファックス番号 072-824-7216 受付時間 9:00~18:00
【市町村（保険者）の窓口】 寝屋川市 高齢介護室	所在地 寝屋川市池田西町24番5号 電話番号 072-838-0518（直通） ファックス番号 072-838-0102（直通） 受付時間 9:00~17:30（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00（土日祝は休み）
寝屋川市保健福祉部 指導監査課	所在地 寝屋川市池田西町24-5 電話番号 072-812-2027 受付時間 午前9時00分~午後5時30分

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価の期間	
評価結果の開示状況	

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	
	法人名	
	代表者名	印
	事業所名	
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印